

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として千二百十四億円を加算する。
- 2 補正予算により増額された平成二十四年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。